

# 重要事項説明書

ふるまい介護支援センター

株式会社生活サポーターふるまい



# 居宅介護支援 重要事項説明書

## 第1条 事業の目的

株式会社生活サポートーふるまいが開設する、ふるまい介護支援センター（以下、「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態等にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

## 第2条 運営方針

- 事業所は、高齢者が要介護状態等になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援します。
- 利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。

## 第3条 事業所の名称、所在地等

事業所名 : ふるまい介護支援センター  
所在地 : 新潟県見附市本所1丁目25番52号

事業所番号 : 指定居宅介護支援 1571100013

## 第4条 職員勤務体制

区分	人数	勤務形態	業務内容
管理者	1名	常勤兼務	事業所の管理、運営
主任介護支援専門員	1名	常勤兼務	
主任介護支援専門員	2名	常勤専従	
介護支援専門員	1名	常勤専従	居宅介護支援業務
介護支援専門員	0名	非常勤専従	

## 第5条 サービス提供時間

営業日：月曜日～金曜日。ただし、祝日、年始（1/1～1/3）

は休業とします。

営業時間：8時30分～17時30分

※ただし、上記の営業日・営業時間にかかわらず、電話、電子メールにより

常時連絡可能な体制をとり、急を要する場合には随時対応いたします。

## 第6条 通常の事業の地域

見附市

## 第7条 居宅介護支援の内容

指定居宅介護支援の内容は次の通りとします。

- (1) 居宅サービス計画作成
- (2) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- (3) 介護保険施設への紹介
- (4) 利用者様に対する相談援助業務
- (5) 医療機関との連携や障がい福祉相談支援専門員との連携
- (6) その他利用者様に対する便宜の提供

## 第8条 居宅介護支援の提供方法

指定居宅介護支援の提供方法は次の通りとします。

- (1) 利用者様の相談を受ける場所  
利用者様の居宅、若しくは利用者様の指定する場所又は事業所内の相談室とします。
- (2) 使用する課題分析の種類  
厚生労働省の定める課題分析標準項目を含む様式を用います。
- (3) サービス担当者会議の開催場所  
利用者様の居宅、若しくは利用者様の指定する場所又は事業所内の相談室とします。
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問  
指定居宅サービス等の提供開始後、1ヶ月に1回以上利用者様の居宅を訪問し、モニタリングの結果を記録します(オンラインモニタリングの際は2ヶ月に1回訪問)。

## 第9条 利用料金

### ① 利用料

- (1) 居宅介護支援利用料は、下記「居宅介護支援料金表」の通りです。ただし、通常は全額が介護保険給付として居宅介護支援事業所に対し直接支払われるため、原則として利用者様の自己負担はありません。
- (2) 前項にかかわらず、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、介護保険給付が直接事業者に支払われない場合があります。その場合は下記「居宅介護支援料金表」の料金を一旦お支払い頂き、サービス提供証明書を発行致します。

<居宅介護支援料金表>

算定項目	算定条件等	月額料金
居宅介護支援費		
要介護 1・2	居宅介護支援費 (i) 取り扱い件数45件未満	10,860円
	居宅介護支援費 (ii) 取り扱い件数45件以上60件未満	5,440円
	居宅介護支援費 (iii) 取り扱い件数60件以上	3,260円
要介護 3～5	居宅介護支援費 (i) 取り扱い件数45件未満	14,110円
	居宅介護支援費 (ii) 取り扱い件数45件以上60件未満	7,040円
	居宅介護支援費 (iii) 取り扱い件数60件以上	4,220円

居宅介護支援費Ⅱ		
※ケアプランデータ連携システムの活用及び事務職員の配置を行っている場合に適用		
要介護1・2	居宅介護支援費（i）取り扱い件数50件未満	10,860円
	居宅介護支援費（ii）取り扱い件数50件以上60件未満	5,440円
	居宅介護支援費（iii）取り扱い件数60件以上	3,260円
要介護3～5	居宅介護支援費（i）取り扱い件数50件未満	14,110円
	居宅介護支援費（ii）取り扱い件数50件以上60件未満	7,040円
	居宅介護支援費（iii）取り扱い件数60件以上	4,220円
看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価	サービス利用実績がない場合でも算定。但しモニタリング等必要なケアマネジメント業務を行い、給付管理票の作成等請求に当たって必要な書類が整備され、算定した旨を個々のケアプランに適切に説明できるよう記録を残し書類を管理する。	基本報酬の算定可能
厚労大臣の指定する周辺の豪雪中山間地等の止むを得ない利用者様受入時の算定の例外的措置	厚労大臣が指定する周辺の豪雪中山間地等から止むを得ず、利用者様を受け入れた場合は例外的に件数に含めないものとする。	適用の際、算定期間中の総件数に含めない
中山間地域等に居住する者のサービス提供加算	厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して通常の事業の実施地域を超えて、サービス提供を行った場合に算定	所定単位数の5%を加算
初回加算	新規にケアプランを策定した場合、および要介護状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合。「運営基準減算」に該当する場合は算定しない。	3,000円
入院時情報連携加算Ⅰ	(Ⅰ) 利用者様が病院・診療所に入院日に病院・診療所の職員に対し、利用者様の必要な情報を提供。提供方法は問わない 利用者様1人につき月1回を限度	2,500円
入院時情報連携加算Ⅱ	(Ⅱ) 利用者様が病院・診療所に入院後2日以上3日以内に病院・診療所の職員に対し、利用者様の必要な情報を提供。提供方法は問わない 利用者様1人につき月1回を限度	2,000円
退院退所加算	(Ⅰ)イ 病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設の職員から利用者様に係る必要な情報提供をカンファレンス以外の方法により1回受ける 「初回加算」算定の場合は算定しない 退院退所後に福祉用具の貸与が認められる場合は、必要に応じ、福祉用具専門相談員や居宅サービスを提供する作業療法士等が参加するカンファレンス等により情報提供を受ける。	4,500円
連携1回目	(Ⅰ)ロ イにおける情報提供をカンファレンスにより1回受ける 「初回加算」算定の場合は算定しない	6,000円
退院退所加算	(Ⅱ)イ (Ⅰ)イにおける情報提供を2回以上受ける 「初回加算」算定の場合は算定しない	6,000円

連携2回目	(II)ロ (II)イにおける情報提供のうち1回以上はカンファレンスにより受ける 「初回加算」算定の場合は算定しない	7,500円
退院退所加算 連携3回目	(III) (I)イにおける情報提供を3回以上受け、うち1回以上はカンファレンスによる 「初回加算」算定の場合は算定しない	9,000円
緊急時カンファレンス加算	利用者様の状態の急変に伴い、利用者様に対する訪問診療実施の保険医療機関・利用者様の在宅療養を担う医療機関の保険医の求めにより、利用者様宅でのカンファレンスに参加し、必要に応じて居宅サービス・地域密着型サービスの調整を行った場合 (1月2回を限度)	2,000円
通院時情報連携加算	1月に1回のみ算定。利用者様が受診する際に同席し、医師等(歯科医師含む)から利用者様に関する必要な情報提供を受けた上で、ケアプランに記録した場合。	500円
ターミナルケア マネジメント加算	①当該加算要件を満たしているとき ②ターミナルケアマネジメントを受けることに同意した利用者様について、24時間連絡できる体制を確保、かつ必要に応じて居宅介護支援を行うことができる体制を整備。サービス提供に当たっては「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」(厚労省)等の内容に沿った取り組みを行う。	4,000円
特定事業所加算	(I) ①常勤専従の主任ケアマネジャーを2人設置 ②常勤専従のケアマネジャーを3人設置 ③利用者様情報等の伝達等のための会議の定期的開催 ④24時間連絡体制と利用者様等の相談対応体制の確保 ⑤算定月の総利用数のうち要介護3~5の割合が40%以上 ⑥計画的な研修を実施 ⑦地域包括支援センターからの困難事例への対応 ⑧ヤングケアラーや障害者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識等に関する事例検討会、研修会へ参加 ⑨特定事業所集中減算を算定していない ⑩ケアマネジャー1人当たりの利用者様平均件数45件未満(居宅介護支援 (II) の場合は50件未満) ⑪介護支援専門員実務研修科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保 ⑫他法人が運営する居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施 ⑬必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービスを含む)が包括的に提供されるようなケアプランを作成。 (II) ①②③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬に該当 ②常勤専従の主任ケアマネジャーを1人配置	5,190円 4,210円

	(III) ①( I )③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬に該当 ②( II )に該当 ③常勤専従のケアマネジャーを2人配置	3,230円	
	(A) ① ( I ) ③④⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬を満たす。但し④⑥⑪⑫他事業所との連携でも可。② ( II ) ②を満たす。③常勤専従、非常勤専従のケアマネジャーをそれぞれ1名配置。但し、非常勤は他事業所との兼務可。	1,140円	
	特定事業所医療連携 加算	①( I )～(III)のいずれかを算定 ②前々年度の3月から前年度の2月までの間に退院・退所加算( I )・( II )または( III )の算定に係る病院、診療所、地域密着型介護老人福祉施設または介護保険施設との連携の回数の合計が35回以上 ③前々年度の3月から前年度の2月までの間においてターミナルケアマネジメント加算を15回以上算定した場合	1,250円
減 算	運営基準減算Ⅰ	ケアマネジメントに係るサービス担当者会議やモニタリングの実施などの基本的業務を適切に実施していない場合。利用者様はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について複数の事業所の紹介を求めることが、および当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であることを、利用者様やご家族に対して説明を行わなかった場合。継続計画未作成の場合。高齢者虐待防止措置未実施の場合。	所定単位数の50%で算定
	運営基準減算Ⅱ	上記の運営基準減算状態が2ヶ月以上継続している場合	所定単位数は算定しない
	特定事業所集中減算	前6月間に作成した居宅サービス計画に位置付けた訪問介護、通所介護、福祉用具貸与の提供回数のうち、同一事業所によって提供されたものの割合が80%以上	1ヶ月につき、2,000円を減算
	同一建物減算	同一建物に居住する利用者へのケアマネジメント	所定単位数の95%で算定

※その他、ケアマネジメントの公正中立性の確保（利用実績の説明）の観点から、前6か月間、毎年2度（①3/1から8/末日②9/1から2/末日）に当該事業所で作成されたケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられたケアプランが占める割合、また訪問介護等ごとの回数のうち同一のサービス事業者により提供されたケアプラン数が占める割合（上位3位まで）等を利用者様へ文書の交付と共に口頭で説明し、別紙2の書面にてご理解とご署名を得ます。

## ② 解約料

お客様は、解約日の7日前に通知することで、いつでも契約を解約することができ、一切、料金はかかりません。

### ③ その他の料金

通常の事業の実施地域でのご利用の場合、交通費はかかりません。また、通常の事業の実施地域以外の場合におきましても交通費等の費用は一切請求しないものとします。

## 第10条 秘密の保持ならびに個人情報の取扱い

サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密及び個人情報については、利用者様又は第三者の生命、身体に危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

ただし、別紙1「個人情報利用目的」に示した範囲において個人情報を利用させていただく場合があります。

## 第11条 サービス内容に関する相談・苦情の窓口

当方の居宅介護支援に関する相談、苦情については、次の窓口にて対応します。

当社相談・苦情窓口： 担当相談員 小林 寿江 電話：0258-62-3555

受付時間 : 月～金曜日 8時30分～17時30分まで

公的機関においても、下記の相談窓口があります。

機関名称	担当窓口	電話
見附市健康福祉課	介護保険係	0258-61-1350
新潟県国民健康保険団体連合会	介護サービス相談室	025-285-3022

## 第12条 賠償責任

- ① 指定居宅介護支援の提供により事故が発生し、当方の責めに帰すべき事由により利用者様の生命、身体、財産等を傷つけた場合、その損害を賠償します。
- ② 前項にかかわらず、以下の各号に該当する場合には、支援事業者は損害賠償責任を免れます。
  - (1) 利用者様が本契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (2) 利用者様がサービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (3) 利用者様の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合。
  - (4) 利用者様が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合。

## 第13条 緊急時及び事故発生時の対応

- ① 指定居宅介護支援の提供時に利用者様の身体状況が急変した場合、その他必要な場合には、速やかに主治医、利用者様のご家族等に連絡し、必要な措置を講じます。
- ② 利用者様に対して居宅介護支援の提供により万一事故が発生した場合は、利用者様のご家族、保険者等に速やかに連絡すると共に事業所の責め帰すべき事由による場合は誠意をもって速やかにその損害を賠償します。発生した事故に関しては、再発防止の為必要な措置を講じ記録する事とします。

## 第14条 虐待防止について

- ① 事業所は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。
  - (1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
  - (2) 虐待防止のための指針の整備、従業者に対する研修を定期的に実施します。
  - (3) (1)～(2)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置きます。
  - (4) その他虐待防止のために必要な措置。
- ② 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者様のご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 第15条 身体拘束等の原則禁止について

- ① 事業所は、居宅介護支援の提供にあたっては、利用者様の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者様の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。
- ② 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又はご家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載する事とします。

## 第16条 医療と介護の連携強化について

- ① 入院時における医療機関との連携促進  
入院時における医療機関との連携を促進する観点から、居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者様等に対して、入院時に担当ケアマネジャー（介護支援専門員）の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼することが義務づけられるようになりました。ご理解とご協力をお願い致します。
- ② 平時からの医療機関との連携促進
  - (1) 利用者様等が医療系サービスの利用を希望されている場合等は利用者様の同意を得て主治の医師等の意見を求めることがされており、この意見を求めた主治の医師等にケアプランを交付します。

- (2) 訪問介護事業所等から伝達された利用者様の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際にケアマネジャー自身が把握した状態等について、ケアマネジャーから主治の医師等に必要な情報伝達を行います。

#### 第17条 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者様やそのご家族様は、居宅介護支援専門員がケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について下記の事項を介護支援専門員に求めることができます。

- (1) 複数の事業所の紹介を求めることが可能です。  
(2) 当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。

#### 第18条 障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携

障害福祉サービスを利用してきた障害者が介護保険サービスを利用する場合等におけるケアマネジャーと障害福祉制度の相談支援専門員との密接な連携を促進するため、指定居宅支援事業者が特定相談支援事業者との連携に努めます。

#### 第19条 感染症対策の強化

感染症の予防及びまん延の防止のため、対策を検討する委員会の開催や指針の整備、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。

#### 第20条 業務継続に向けた取組の強化

感染症や災害が発生した場合であっても、必要なサービスが継続的に提供できるよう、業務継続に向けた計画等の策定、介護支援専門員への研修・訓練を実施します。

#### 第21条 ハラスメント対策の強化

事業所の適切なハラスメント対策を強化するため、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する責務を踏まえつつ、適切なハラスメント対策を行います。

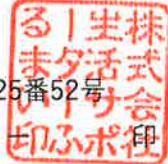
#### 第22条 その他

利用者様の意思に反して、集合住宅と同一敷地内等の居宅サービス事業所のみをケアプランに位置付けることは適切ではないとの認識を基本姿勢とします。

---

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者様に対して本書面及び別紙1「個人情報利用目的」、別紙2「各サービスごとの利用割合 説明書」に基づき、重要な事項について交付と説明をしました。

年　　月　　日



事業者　　所在地： 新潟県見附市本所1丁目25番52号  
名 称： ふるまい介護支援センター

説明者： 印

私は本書面及び別紙1「個人情報利用目的」別紙2「各サービスごとの利用割合 説明書」により、事業者から居宅介護支援についての重要な事項について交付と説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

年　　月　　日

利用者様　　住所：

氏名： 印

代筆者　　氏名： 印

続柄（利用者様との関係）

理由  利用者様記入不可の為  
 その他 ( )

ご家族様の代表　　住所：

代理人　　氏名： 印

ご利用者様との関係

## 個人情報利用目的

株式会社生活センターふるまい（ふるまい介護支援センター）は必要な範囲において個人情報を取り扱いさせて頂きます。なお、利用者様ならびにご家族様から取得した個人情報を以下の目的の為に利用させて頂きます。

### 1. 当該事業者等が利用者様等に提供する介護サービスのうち、

- ◇ 介護サービスを利用するにあたって開催されるサービス担当者会議において、利用者様の状況、ご家族の状況を把握するために必要な場合
- ◇ 利用者様に居宅サービスを提供する他の居宅介護サービス事業者及び介護施設等との連携、照会への対応
- ◇ 医師、歯科医師の意見、助言を求める場合及び情報共有を図る場合
- ◇ ご家族等への心身の状況説明
- ◇ 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
- ◇ 専門職養成のための実習（実習生にも守秘義務あり）
- ◇ 利用者様が病院等へ入院するにあたり、居宅での状況や介護サービス等の利用状況を情報提供する場合
- ◇ 医師や、歯科医師、薬剤師に利用者様の口腔に関する問題や服薬状況等必要な情報伝達を行う場合

### 2. 介護保険事務のうち、

- ◇ 審査支払機関へのレセプト提出
- ◇ 審査支払機関又は保険者からの照会への回答

### 3. 利用目的による制限の例外

以下の場合は個人情報の利用目的による制限の例外とします。

- ◇ 法令に基づく場合
- ◇ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ◇ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき